

上落合中央・三丁目地区地区計画の都市計画法について

1 趣旨

本地区は、木造建築物が密集するとともに狭あい道路が多く、住環境や防災上の課題を抱えた地区である。こうした状況の中、地元町会を中心とする上落合中央・三丁目地区まちづくりの会（以下、「まちづくりの会」という。）は、防災性の向上を目指し、平成25年2月にまちづくり構想を策定した。

平成26年8月には、不燃化を図るため、新たな防火規制区域の指定を受けた。また、平成30年7月には、住環境の改善と更なる防災性の向上を目指し、地区計画（地元案）を取りまとめ、区に提出した。

区は、このことを踏まえ、平成30年9月に地区計画の原案を決定し、説明会、縦覧及び意見書の受付を行ったところ、意見書の提出があった。

意見書の内容を検討した結果、原案のとおり地区計画の案を決定し、都市計画決定に向けた手続きを進めていく。

2 これまでの経緯

平成24年4月	まちづくりの会を設立
平成25年2月	まちづくり構想の策定
平成26年8月	新たな防火規制区域の指定
平成28年9月～	地区計画（地元案）の検討 （まちづくりの会6回開催、まちづくりニュース6回発行、アンケート調査1回実施）
平成30年7月	地区計画（地元案）を区へ提出
10月	地区計画原案の説明会、縦覧・意見書の受付

3 地区計画原案の説明会及び縦覧・意見書について

- (1) 説明会 : 平成30年10月7日（日）、上落合地域交流館
参加者 42名
- (2) 縦覧 : 平成30年10月9日（火）～23日（火） 2件
- (3) 意見書 : 平成30年10月9日（火）～31日（水） 1件
- (4) 意見書への対応 : 資料1「意見書の要旨と考え方」のとおり

4 地区計画法案及び説明会、縦覧・意見書について

原案のとおり、地区計画法案を決定する。

- (1) 地区計画法案の概要 : 資料2-1のとおり
- (2) 都市計画法案 : 資料2-2のとおり
- (3) 説明会 : 平成31年1月27日（日）、上落合地域交流館
- (4) 縦覧・意見書 : 平成31年1月28日（月）～2月12日（火）

5 今後の予定

平成30年12月5日	政策経営会議、地区計画案の決定
12日	常任委員会（報告）
平成31年1月～2月	地区計画案の説明会、縦覧・意見書の受付
3月	都市計画審議会（審議）、都市計画決定
6月	第2回定例会にて建築条例一部改正、施行